

建築の著作物に関する裁判例

建築物の意匠の審査基準案検討の参考とするため、意匠法と同じ創作保護法である著作権法において、建築の著作物に関する裁判例を以下に例示（裁判所の判示を一部抜粋）した。なかでも建築の著作物性に言及した裁判例を中心に抽出している。

1. 「新梅田シティ事件」（大阪地裁 平成25年（ヨ）第20003号事件）

(1) 争点(1)（本件庭園が著作物（著作権法2条1項1号）に当たるか。）及び、争点(2)（債権者が本件庭園の著作者か。）について

ア 著作物性について

(ア) 前記1で述べたところによれば、本件庭園は、新梅田シティ全体を一つの都市ととらえ、野生の自然の積極的な再現、あるいは水の循環といった施設全体の環境面の構想（コンセプト）を設定した上で、上記構想を、旧花野、中自然の森、南端の渦巻き噴水、東側道路沿いのカナル、花渦といった具体的施設の配置とそのデザインにより現実化したものであって、設計者の思想、感情が表現されたものといえるから、その著作物性を認めるのが相当である。

(イ) 債務者は、本件庭園の構成や水の循環の表現形態がありふれたものであるとして、疎明資料（乙28ないし31）を提出する。

しかしながら、仮に池、噴水といった個々の構成要素はありふれたものであったとしても、前記構想に基づき、超高層ビルと一体となる形で複合商業施設の一角に自然を再現した本件庭園は、全体としては創造性に富んでいるというべきであり、これをありふれていると評価することは到底できず、債務者の主張は採用できない。

イ 著作者について

（中略）

ウ 著作物の範囲

(ア) 債権者は、本件土地から建物の存在部分を除いた本件敷地全体が、債権者の著作物である旨を主張する。

債権者が新梅田シティ全体についての環境計画の作成を委託されたことは前述のとおりであるが、必ずしも庭園の一部とはいえない通路や広場までを債権者の著作物とすることは広汎に過ぎるというべきであり、著作物として認めることができるのは、債権者の思想または感情の表現として設置された植栽、樹木、池等からなる庭園部分に加え、水路等の庭園関連施設から構成される本件庭園と、これと密接に関

連するものとして配置された施設の範囲に限られるというべきであるが、その範囲では、本件庭園を一体のものとして評価するのが相当である。

(イ) 債務者は、本件庭園を一体として評価すべきではなく、通路等で区分される区画ごとに創作性の有無を検討すべきであると主張し、これを前提に、本件工作物が設置される区画には、水路等のありふれた要素しかなく、何らの創作性も認められないから、同一性保持権の行使は認められない旨を主張するが、上記説示したところに照らし、採用できない。

2. 「シノブ設計事件」(福島地裁 平成2年(ヨ)105号)

一 建築設計図は、一般に、学術的性質を有する図面にあたり、そして建築家がその知識と技術を駆使して作成したものでそこに創作性が認められる限り、著作権法一〇条一項六号の著作物性を肯定し得ると解され、かかる観点から本件設計図も前記六号の著作物に該当するものと考えられる。

二 ところで著作権法一〇条一項六号の著作物の複製は、同項五号の「建築の著作物」の場合となり二条一項一五号の本文の有形的な再製に限られ、したがって建築設計図に従って建物を建築した場合でも、その建築行為は建築設計図の「複製」とはならない。

それで本件建物が本件設計図に従って建築された場合であっても、右六号の関係では複製とはいえない。

三 しかし、設計図に従って建物を建築することが「複製」となるのは、「建築の著作物」(同法一〇条一項五号)についてである。

すなわち「建築の著作物」とは(現に存在する建築物又は)設計図に表現されている観念的な建物自体をいうのであり、そしてそれは単に建築物であるばかりでなく、いわゆる建築芸術と見られるものでなければならない。

四 債権者は、本件設計図が図面の著作物(六号)に該当することから、直ちに本件建物の建築行為が、「複製」権の侵害となるとするものであるが、上述來說示のように、本件設計図に表現されている観念的な建物が「建築の著作物」に該当しないかぎり本件建物の建築行為は「複製」権の侵害とはならない。

そこで、本件設計図に表現されている観念的な建物は「建築の著作物」に該当するか否か検討するにここで「建築芸術」と言えるか否かを判断するにあたっては、使い勝手のよさ等の実用性、機能性などではなく、もっぱら、その文化的精神性の表現としての建物の外観を中心に検討すべきところ、前頭疎乙第二号証、同第四号証の一、二、甲第四号証によれば、右観念的な建物は一般人をして、設計者の文化的精神性を感得せしめるような芸術性を備えたものとは認められず、いまだ一般住宅の域を出ず、建築芸術に高められているものとは評価できない。

そうすると、本件設計図に表現されている観念的な建物が「建築の著作物」に該

当しないので、本件債務者らの建築行為は「複製」権の侵害とはならない。

3. 「グルニエ・ダイン事件」(大阪高裁 平成15年(ネ)3575号)

(6) 27頁7行目冒頭から28頁24行目末尾までを、次のとおり改める。

「イ(ア) 著作権法は、同法にいう著作物を『思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。』と定義し(同法2条1項1号)、著作物の例示中に『建築の著作物』を挙げている(同法10条1項5号)。

ところで、建築は、絵画、版画、彫刻などと同様に造形活動の一種であるが、絵画、版画、彫刻などが専ら美的鑑賞を目的に制作される物品であるのに対し、建築により地上に構築される建築構造物(建築物)は、物品ではない上、美的鑑賞の目的というよりも、むしろ、住居、宿泊所、営業所、学舎、官公署等として現実に使用することを目的として製作されるものである。そこで、同法は、『建築の著作物』を『絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物』(同法10条1項4号)とは別に、独立の著作物類型として保護することにしたものと解される。ちなみに、同法20条2項2号は、建築物の所有者の経済的利用権と著作者の権利を調整する観点から、一定の範囲で著作者の権利(同一性保持権)を制限し、建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変を許容している。

(イ) 一方、著作権法は、著作物の例示中に『絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物』を挙げた(同法10条1項4号)上で、『美術の著作物』には『美術工芸品』を含む旨を規定している(同法2条2項)から、『美術の著作物』は純粋美術(絵画や彫刻のように、専ら鑑賞目的で創作される美的創作物)に限定されないことは明らかであるものの、一品制作的な美術工芸品を除く、その他の応用美術(実用目的の物品に応用される美的創作物)が『美術の著作物』に該当するかどうかは、同法の条文上必ずしも明らかではない。

ところで、応用美術は、①純粋美術作品が実用品に応用された場合(例えば、絵画を屏風に仕立て、彫刻を実用品の模様に利用するなど)、②純粋美術の技法を実用目的のある物品に適用しながら、実用性よりも美の追求に重点を置いた一品制作的な場合、③純粋美術の感覚又は技法を機械生産又は大量生産に応用した場合に分類することができる。このことに、本来、応用美術を含む工業的に大量生産される実用品の意匠は、産業の発展に寄与することを目的とする意匠法の保護対象となるべきものであること(同法1条)、これに対し、著作権法は文化の発展に寄与することを目的とするものであり(同法1条)、現行著作権法の制定過程においても、意匠法によって保護される応用美術について、著作権法の保護対象にもするとの意見は採用されなかったこと、一品制作的な美術工芸品を越えて、応用美術全般に著作権法による保護が及ぶとすると、両法の保護の程度の差異(意匠法による保護は、公的

公示手段である設定登録が必要である上、保護期間（存続期間）が設定登録の日から15年であるのに対し、著作権による保護は、設定登録をする必要はなく、保護期間（存続期間）が著作物の創作の時から著作者の死後50年を経過するまで、法人名義の著作物は公表後50年を経過するまで等とされている。）から、意匠法の存在意義が失われることにもなりかねないこと等を合わせ考慮すると、原則として、応用美術については、著作権法の保護が及ばないものと解するのが相当である。

もともと、応用美術であっても、それが造形者の知的・文化的精神活動の所産であって、通常の創作活動を上回り、実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、造形芸術と評価し得るだけの美術性を有するに至っているため、客観的、外形的に見て、社会通念上、純粋美術と同視し得る美的創作性（審美的創作性）を具備していると認められる場合は、『美術の著作物』として著作権法による保護の対象となる場合があるものと解される。

（ウ）建築物は、地上に構築される建築構造物であり、例えば、建物は、建築されると土地の定着物たる不動産として取り扱われるから、意匠法上の物品とは解されず、その形態（デザイン）は意匠法による保護の対象とはならない。しかも、建築物は、一般的には工業的に大量生産されるものではないが、前記（ア）のとおり種々の実用に供されるという意味で、一品制作的な美術工芸品に類似した側面を有する。また、前記アで認定したとおり、原告建物は、高級注文住宅ではあるが、建築会社がシリーズとして企画し、一般人向けに多数の同種の設計による一般住宅として建築することを予定している建築物のモデルハウスであり、近時は、原告建物のように量産することが予定されている建築物も存在するから、建築は、物品における応用美術に類似した側面も有する。そうだとすれば、建築物については、前記（イ）で検討したところがおおむね妥当する。したがって、著作権法により『建築の著作物』として保護される建築物は、同法2条1項1号の定める著作物の定義に照らして、知的・文化的精神活動の所産であって、美的な表現における創作性、すなわち造形芸術としての美術性を有するものであることを要し、通常のありふれた建築物は、同法で保護される『建築の著作物』には当たらないというべきである。

一般住宅の場合でも、その全体構成や屋根、柱、壁、窓、玄関等及びこれらの配置関係等において、実用性や機能性（住み心地、使い勝手や経済性等）のみならず、美的要素（外観や見栄えの良さ）も加味された上で、設計、建築されるのが通常であるが、一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性が認められる場合に、『建築の著作物』性を肯定して著作権法による保護を与えることは、同法2条1項1号の規定に照らして、広きに失し、社会一般における住宅建築の実情にもそぐわないと考えられる。すなわち、同法が建築物を『建築の著作物』として保護する趣旨は、建築物の美的形象を模倣建築による盗用から保護するところであり、一般住宅のうち通常ありふれたものまでも著作物として保護すると、一般住宅が実用性や機能性を有するものであるが故に、後続する住宅建築、特に近時のよう

に、規格化され、工場内で製造された素材等を現場で組み立てて、量産される建売分譲住宅等の建築が複製権侵害となるおそれがある。

そうすると、一般住宅が同法10条1項5号の『建築の著作物』であるということが出来るのは、客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回り、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を備えた場合と解するのが相当である。

原告は、原告建物のような一般住宅は建築されると不動産（建物）として意匠登録をすることができず、意匠法による保護の途が閉ざされている旨主張しているが、不動産について意匠登録を認めるか否かは、専ら立法政策の問題であるから、そのことを理由に、上記の程度に至らないものを、著作権法で保護される『建築の著作物』と認めることはできない。

(エ) 前記アの認定事実によれば、原告建物は、和風建築において人気のある、その意味では日本人に和風建築の美を感じさせるといえることができる、切妻屋根、陰影を作る深い軒、袖壁、全体的な水平ラインといった要素や、インナーバルコニー、テラス、自然石の小端積み風の壁といった洋風建築の要素を、試行錯誤を経て配置、構成されていると認められるから、実用性や機能性のみならず、美的な面でそれなりの創作性を有する建築物となっていることは否定できない。また、原告建物は、建築会社である原告内において、専門的な知識、経験を有する複数の者が関与して、試行錯誤を経て外観のデザインが決定されたものであり、その意味で、知的活動の成果であることも疑いがないところである。

しかしながら、現代において、和風の一般住宅を建築する場合、上記のような種々の要素が、設計・建築途上での試行錯誤を経て、配置、構成されるであろうことは、容易に想像される。本件のように、高級注文住宅とはいえ、建築会社がシリーズとして企画し、モデルハウスによって顧客を吸引し、一般人向けに多数の同種の設計による一般住宅を建築する場合は、一般の注文建築よりも、工業的に大量生産される実用品との類似性が一層高くなり、当該モデルハウスの建築物の建築において通常なされる程度の美的創作が施されたとしても、『建築の著作物』に該当することにはならないものといわざるを得ない。これに対し、まれに、客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回り、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を具備していると認められる場合は、『建築の著作物』性が肯定されることになる。

(オ) 前記アの認定事実、前記(ア)ないし(エ)の説示及び後記ウの認定判断によれば、原告建物は、客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味

される程度の美的創作性を上回っておらず、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を具備しているとはいえないから、著作権法上の『建築の著作物』に該当するということとはできない。」

(7) 28頁25行目の「審美性や芸術性」を「建築物としての審美的創作性」と改める。

(8) 31頁5行目冒頭から6行目末尾までを、次のとおり改める。

「したがって、グッドデザイン賞の受賞から、原告建物に客観的、外形的に見て、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性が具備されていると認めることはできない。」と改める。

(9) 31頁23行目冒頭から32頁9行目までを、次のとおり改める。

「しかし、証拠（甲第63号証の1、2、第73号証、乙第9号証、第24号証）によれば、2階の屋根が交わる部分の下にバルコニーがある例、2階のバルコニーに袖壁（建物の外部に突き出して設けられた壁）がある例、2階の外壁を一部分くぼませて設けたバルコニーがある例、2階に下屋屋根に囲まれたインナーバルコニー（下階外壁面の内側に取り込まれた上階のバルコニー構造）がある例、2階のインナーバルコニーにポーチ柱ないしポーチ壁（屋外部にあって上部の屋根を支える柱ないし壁）がある例、和風住宅にインナーバルコニーがある例は、従前から通常の住宅建築に存在したことが認められ、また、インナーバルコニーの存在が建物の外観において重要な要素を占めている例が認められ、従前の住宅建築においても、インナーバルコニーの大きさ、位置、上屋屋根及び下屋屋根との関係等が、全体のデザインの中で適正に位置付けられるように設計されていたものと推認される。そうであるとすれば、原告建物のインナーバルコニー（建物2階正面左側の切妻壁面を一部分くぼませてセットバックさせ、中央に袖壁を設け、下屋屋根で囲んだインナーバルコニー）と全く同じインナーバルコニーが従前存在しなかったとしても、原告建物のインナーバルコニーは、従前から存在した通常の住宅建築のインナーバルコニーの延長上にあるものと認められ、その存在によって、原告建物にそれが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回り、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性があることを根拠付けるものではないというべきである。」

4. 「ノグチ・ルーム事件」（東京地裁 平成15年（ヨ）22031号）

(1) 本件工事による著作物改変の有無について

ア イサム・ノグチの著作物について

本件工事によりイサム・ノグチの著作物が改変されるかどうかの前提として、まず、本件におけるイサム・ノグチの著作物について検討する。

(ア) 債権者らは、本件建物について、建築家谷口とイサム・ノグチの共同著作物であり、本件建物、庭園及び彫刻が一体となったものが、イサム・ノグチの著作物である旨を主張する。

この点について、建築家谷口は、雑誌「新建築」（1952年2月号。疎甲4，疎乙3）において、「……『第四号館』、『第五号館』、『学生ホール』の校舎が建ち、続いて『第二研究室』が新築された。……私は、この一連の建物に、意匠の一貫性を求めている。それは福沢諭吉によって創建された『演説館』（明治8年〔1875年〕）にこもる意匠のモラルを各校舎が受けつぐことによって、『福沢精神』のルネッサンスを表現したいと念ずる建築家の構想である。これらの建物は法・文・経の大学院に使用されるものであるので、その建物の権能に「思索の場」をも加えたいと考え、姉妹芸術の絵画や彫刻との協力を試みた。……今回の『第二研究室』においては、彫刻家野口イサム氏との協力によって、モダン・アートの彫刻と結びつきたいと考えた。野口氏は『庭園』と『彫刻』を受け持ち、私は『建築』を担当した。特に『談話室の室内』には、二人の作家的友情を心から融和させた。私は建築家として、彫刻家の造形性に対して、機能を与え、それを日本の材料と構造によって施行するために努力した。野口氏の彫刻的才能は普通の彫刻家と異なって、建築に対する理解が深かったために、二人の協力は予想以上に進展した。」と述べており、また、雑誌「新建築」（1950年10月号）所収の「彫刻と建築」と題する文章においては、「私が、イサム・ノグチ氏と共に、三田の丘に設計した新萬来舎の建物は、『彫刻』と『建築』の協力による思索である。イサム氏がその『庭園』と『クラブ室の内部』を設計し、私がその『建築』を設計した。しかし、2人の仕事は分離したものでなく、互いに協力し、スケッチにおいて、製図において、模型において、暑い夏の昼も夜もいろいろと熟議しあった。この建物は、慶應義塾の校舎に属する一棟であって、従って、私が設計した『五号館』、『四号館』、『学生ホール』に並ぶ建物である。私は、明治8年に福澤諭吉先生が建てられた『演説館』のスタイルを私の設計のテーマとして、それによって、三田キャンパスの丘の上に『造形交響曲』を夢想しているが、新萬来舎もそのシンフォニーの一章にしたいと思っている。」と述べている。また、イサム・ノグチは、雑誌「新建築」（1952年2月号。疎甲4，疎乙3）の中で、「一つの室と庭とが、私の提供できる最良の表現であろうと思われました。……この計画が、新しい第2研究室の建物の中にそれと一体となってつくられる場所を見出し得たのは最も幸せでした。視界は西に向かってひらけ、沈んで行く太陽が、私の彫刻『無』をシルエットにして浮き出させ、天上からの光で点火してそれを石灯籠のようにします。碧空に向かって聳える鉄の彫刻『学生』は、抱負あふれる学生諸君への私からの捧げものです。」と述べている。上記のとおり、谷口とイサム・ノグチは、ノグチ・ルームを含む本件建物、庭園及

び彫刻の製作について、これを両者による共同作業と位置付けているものであるところ、前記前提事実（第3の2の(1)ないし(4)）として記載した事実関係によれば、ノグチ・ルームは、本件建物を特徴付ける部分であって、本件建物の正面を構成する重要な部分である1階南側部分を占め、西側庭園に直接面して、庭園と調和的な関係に立つことを目指してその構造を決定されている上、本件建物は元来その一部がノグチ・ルームとなることを予定して基本的な設計等がされたものであって、柱の数、様式等の建物の基本的な構造部分も、ノグチ・ルーム内のデザイン内容とされているものである。これらの事情に、疎明資料（疎甲19、20、25ないし27、47等）により認められる事情を総合すると、ノグチ・ルームを含めた本件建物全体が一体としての著作物であり、また、庭園は本件建物と一体となるものとして設計され、本件建物と有機的に一体となっているものと評価することができる。したがって、ノグチ・ルームを含めた本件建物全体と庭園は一体として、一個の建築の著作物を構成するものと認めるのが相当である。

彫刻については、庭園全体の構成のみならず本件建物におけるノグチ・ルームの構造が庭園に設置される彫刻の位置、形状を考慮した上で、設計されているものであるから、谷口及びイサム・ノグチが設置した場所に位置している限りにおいては、庭園の構成要素の一部として上記の一個の建築の著作物を構成するものであるが、同時に、独立して鑑賞する対象ともなり得るものとして、それ自体が独立した美術の著作物でもあると認めることができる。

(イ) そして、上記のノグチ・ルームを含む本件建物全体、庭園及び彫刻が一体となった建築の著作物はイサム・ノグチと谷口の共同著作に係る著作物であり、独立の著作物としての彫刻はイサム・ノグチの著作物であるから、イサム・ノグチは、これらの著作物について、共同著作者ないし著作者として、著作者人格権（同一性保持権）を有する。

5. 「ステラ・マッカートニー事件」（東京地裁 平成27年（ワ）23694号）

2 争点1（本件建物の著作者）について

(1) 争点1-1（原告が共同著作者であるか）について

ア 原告代表者の創作的関与について

(ア) 著作権法は、著作物の対象である著作物の意義について、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（同法2条1項1号）と定義しており、当該作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものについては、著作物に該当せず、同法による保護の対

象とはならないものと解される。また、当該作品等が創作的に表現されたものであるというためには、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要し、表現が平凡かつありふれたものである場合には、作成者の個性が表現されたものとはいえず、創作的な表現ということとはできない。

また、「建築の著作物」(同法10条1項5号)とは、現に存在する建築物又はその設計図に表現される観念的な建物であるから、当該設計図には、当該建築の著作物が観念的に現れているといえる程度の表現が記載されている必要があると解すべきである。

(イ) 上記1(認定事実)(2)のとおり、原告代表者は、乙から本件建物の外観に関する設計の依頼を受け、日本の伝統柄をデザインの源泉とし、一見洗練された現代的なデザインのように見えるが「日本」を暗喩できるものとするとの設計思想に基づいて、原告設計資料及び原告模型を作成し、平成25年9月6日、乙に対し、本件建物の外装スクリーンの上部分(2階及びR階部分)を立体形状の組亀甲とすることを含めた設計案を提示している。そして、この時点において、被告竹中工務店は、上記部分を立体形状の組亀甲とすることに着想していなかった(争いのない事実)。

しかしながら、上記1(認定事実)(2)のとおり、原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の上記提案は、上記1(認定事実)(1)イの内容が記載された被告竹中工務店設計資料を前提に、当該資料のうちの外装スクリーンの上部分のみを変更したものであり、上記提案には、伝統的な和柄である組亀甲柄を立体形状とし、同一サイズの白色として等間隔で同一方向に配置、配列することは示されているが、実際建築される建物に用いられる組亀甲柄より大きいイメージとして作成されたものであるため、実際建築される建物に用いられる具体的な配置や配列は示されておらず、他に、具体的なピッチや密度、幅、厚さ、断面形状も示されていない。一方で、上記1(認定事実)(6)のとおり、組亀甲柄は、伝統的な和柄であり、平面形状のみならず、建築物を含めて立体形状として用いられている例が複数存在し、建築物の図案集にも掲載されている。

そうすると、原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の提案は、被告竹中工務店設計資料を前提として、その外装スクリーンの上部分に、白色の同一形状の立体的な組亀甲柄を等間隔で同一方向に配置、配列するとのアイデアを提供したものにすぎないというべきであり、仮に、表現であるとしても、その表現はありふれた表現の域を出るものとはいえず、要するに、建築の著作物に必要な創作性の程度に係る見解の如何にかかわらず、創作的な表現であると認めることはできない。更に付言すると、原告代表者の上記提案は、実際建築される建物に用いられる組亀甲柄の具体的な配置や配列は示されていないから、観念的な建築物が現されていると認めるに足りる程度の表現であるともいえない。

以上によれば、本件建物の外観設計について原告代表者の共同著作者としての創作的関与があるとは認められない。

(ウ) これに対し、原告は、原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の上記提案は、建物の外観に用いられることが多くない組亀甲柄を選択し、組亀甲柄を用いるというアイデアから想定される複数の表現から特定の表現を選択して決定するものであることや、組亀甲柄部分の光の表現についても具体的に決定されているものであることをもって、創作的な表現である旨主張する。

しかしながら、組亀甲柄は、建築物の図案集にも掲載され、実際に建築物に用いられている例が複数存在することは上記(イ)のとおりであり、建物の外観に組亀甲柄を用いること自体がありふれていないということとはできない。また、原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の提案は、上記(イ)のとおり、組亀甲柄の大まかな色、形状、配置、配列が決定されているにすぎず、一般的な組亀甲柄として紹介されている例(乙11の1ないし4、12の1)と比較しても、個性の発露があると認めるに足りる程度の創作性のある表現であるということとはできない。さらに、原告の主張する光の表現は、具体的に明らかではなく、この点をもって創作性を認めることはできない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

イ 「共同して創作した」といえるかについて

仮に、本件建物の外観設計における原告代表者の創作的関与の有無の点を措いても、前記第2の1(前提事実)(2)エ及び上記1(認定事実)(3)・(4)のとおり、被告竹中工務店の設計担当者は、本件打合せで原告代表者から原告設計資料及び原告模型に基づく提案内容の説明を聞いたことはあるが、原告との共同設計の提案を断り、その後、原告代表者と接触ないし協議したことはない。

また、上記1(認定事実)(2)・(4)のとおり、原告代表者の設計思想は、本件建物のファサードを、日本の伝統柄をデザインの源泉とし、一見洗練された現代的なデザインのように見えるが「日本」を暗喩できるものとするなどというものであるのに対し、被告竹中工務店の設計思想は、組亀甲柄のもつ2層3方向の幾何学構造に着目した編込み様のデザインなどというものであって、原告代表者と被告竹中工務店の設計思想は異なる上、上記1(認定事実)(2)・(5)のとおり、原告代表者の提案内容と完成後の本件建物は、外装スクリーンの上部部分に2層3方向の立体格子構造が採用されている点は共通するが、少なくとも立体格子の柄や向き、ピッチ、幅、隙間、方向が相違しており(具体的には、原告設計資料及び原告模型には、本件建物の外装の上部に同じ形状及びサイズの白色の組亀甲柄を等間隔で同一方向に配置、配列することとすること、ピッチを「@≒500mm」、巾を「≒150mm」、向きを鉛直、隙間を「△辺≒200mm」とする格子が記載されており、この他に、外装スクリーンの寸法や、格子のピッチ、密度、隙間、幅、厚さ、断面形状、表面処理に関する具体的な記載はないのに対し、本件建物においては、その2階以上の外装部分は、アルミキャストを素材とする白色の三次元曲面による2層3方向の立体格子構造とされ、ピッチは「@250mm」、巾は「90mm」、向きは斜光、隙間は「△辺94mm」の格子が用い

られ、横方向が強調された配列とされている。), 建物の外観に関する表現上の重要な部分, すなわち本質的特徴といえる点において多くの相違点がある。

これらの事情に照らせば, 原告と被告竹中工務店の間に共同創作の意思や事実があったとは認められず, 両者が本件建物の外観設計を「共同して創作」したと認めることはできない。

ウ 小括

以上によれば, 原告が本件建物の共同著作者であると認めることはできない。

(2) 争点1-2 (原告が原著作者であるか) について

ア 原著作物性について

上記(1)アのとおり, 原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の提案は創作的な表現であるとはいえないから, これに著作物性を認めることはできない(更に付言すると, 建物の著作物性を認めることもできない。)。